

平成 22 年 10 月 7 日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 大坪 文雄
(コード：6752、東証・大証・名証 第一部)
問合せ先 役員 財務・IRグループ
グループマネージャー 河井 英明
(TEL. 06-6908-1121)

三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

パナソニック株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 22 年 7 月 29 日開催の取締役会において、三洋電機株式会社（コード番号：6764 東京証券取引所・大阪証券取引所、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 22 年 8 月 23 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 22 年 10 月 6 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

パナソニック株式会社
大阪府門真市大字門真 1006 番地

（2）対象者の名称

三洋電機株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,059,465,509 株	—	—

（注 1）本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注 2）買付予定数は、対象者が平成 22 年 8 月 4 日に提出した第 87 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（6,158,053,099 株）から平成 22 年 8 月 23 日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数（3,082,309,227 株）及び対象者が平成 22 年 6 月 23 日に提出した第 86 期有価証券報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式数（16,278,363 株）を控除した株式数（3,059,465,509 株）です。

（注 3）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 4）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

平成 22 年 8 月 23 日（月曜日）から平成 22 年 10 月 6 日（水曜日）まで（31 営業日）

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、138 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 22 年 10 月 7 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,891,469,246 株	1,891,469,246 株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券（ ）	一株	一株
株券等預託証券（ ）	一株	一株
合 計	1,891,469,246 株	1,891,469,246 株
（潜在株券等の数の合計）	（一株）	（一株）

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,082,309 個	（買付け等前における株券等所有割合 50.19%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	5,552 個	（買付け等前における株券等所有割合 0.09%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,973,778 個	（買付け等後における株券等所有割合 80.98%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,376 個	（買付け等後における株券等所有割合 0.04%）
対象者の総株主等の議決権の数	6,130,300 個	

（注 1）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（令第 7 条第 1 項各号に掲げる場合に係る株券等を含み、特別関係者である対象者が保有する自己株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注 2）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 22 年 8 月 4 日に提出した第 87 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 1,000 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成 22 年 8 月 4 日に提出した第 87 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の普通株式の発行済株式総数（6,158,053,099 株）から、対象者が平成 22 年 6 月 23 日に提出した第 86 期有価証券報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の対象者が保有する自己株式数（16,278,363 株）を控除した株数（6,141,774,736 株）に係る議決権の数（6,141,774 個）を分母として計算しております。

（注 3）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成22年10月14日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付け代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、平成22年7月29日公表の当社ニュースリリース「三洋電機株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更ありません。

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付け後に当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の手続につきましては、決定次第、対象者よりすみやかに開示される予定です。

なお、本公開買付けがパナソニックグループの平成22年度通期連結業績に与える影響は軽微です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以 上

本プレスリリースには、パナソニックグループの「将来予想に関する記述(forward-looking statements)」(米国1933年証券法第27条A及び米国1934年証券取引法第21条Eに規定される意味を有する)に該当する情報が記載されています。本プレスリリースにおける記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされたパナソニックグループの仮定及び判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しており、それらの要因による影響を受ける恐れがあります。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示されるパナソニックグループの将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。パナソニックグループは、本プレスリリースの日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、米国1934年証券取引法に基づく今後の米国証券取引委員会への届出等において当社の行う開示をご参照下さい。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、当社の有価証券報告書にも記載されていますのでご参照ください。

- 米国、欧州、日本、中国その他のアジア諸国の経済情勢、特に個人消費及び企業による設備投資の動向
- 多岐にわたる製品・地域市場におけるエレクトロニクス機器及び部品に対する産業界や消費者の需要の変動
- 為替相場の変動（特に円、米ドル、ユーロ、人民元、アジア諸国の各通貨並びにパナソニックグループが事業を行っている地域の通貨またはパナソニックグループの資産及び負債が表記されている通貨）
- 資金調達環境の変化等により、パナソニックグループの資金調達コストが増加する可能性
- 急速な技術革新及び変わりやすい消費者嗜好に対応し、新製品を価格・技術競争の激しい市場へ遅滞なくかつ低コストで投入するパナソニックグループの能力
- 他企業との提携またはM&A（公開買付け及び株式交換によるパナソニック電工及び三洋電機の完全子会社化を含む）で期待どおりの成果を上げられない可能性
- パナソニックグループが他企業と提携・協調する事業の動向
- 多岐にわたる製品分野及び地域において競争力を維持するパナソニックグループの能力
- 製品やサービスに関する何らかの欠陥・瑕疵等により費用負担が生じる可能性
- 第三者の特許その他の知的財産権を使用する上での制約
- 諸外国による現在及び将来の貿易・通商規制、労働・生産体制への何らかの規制等（直接・間接を問わない）
- パナソニックグループが保有する有価証券及びその他資産の時価や有形固定資産、のれんなどの長期性資産及び繰延税金資産等の評価の変動、その他会計上の方針や規制の変更・強化
- 地震等自然災害の発生、感染症の世界的流行、その他パナソニックグループの事業活動に混乱を与える可能性のある要素